

看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業

実施団体公募要領

令和3年5月

厚生労働省

看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業実施団体公募要領

1 総則

団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）に向けて、更なる在宅医療の推進を図っていくためには、個別の熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助（例えば、脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があるため、特定行為に係る看護師の研修制度が平成27年10月1日に施行されました。

特定行為に係る看護師の研修制度が開始されから約5年が経過し、当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するため、また、平成29年6月に実施した厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果などに基づき、現行の特定行為研修の実施状況や研修修了者の活動の実態とその効果の把握・課題分析等を行う必要があります。

厚生労働省では、看護師の特定行為研修における指定研修機関、協力施設、受講者、特定行為研修を修了した看護師等に係る実態把握や課題の抽出・整理・分析等を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で実施団体の公募を行うものです。

＜参考＞

- ・ 特定行為研修修了者数 2,887人（令和2年10月31日現在）
- ・ 指定研修機関数 46都道府県222機関（令和2年8月31日現在）

2 事業の目的

看護師の特定行為研修における指定研修機関、協力施設、受講者（看護師）、特定行為研修を修了した看護師等に係る実態把握や課題の抽出・整理・分析等を実施することにより、特定行為研修制度の円滑な実施及び研修修了者の確保につなげることを目的とします。

3 事業内容（特定行為研修修了者の活動等の実態把握）

（1）委員会の設置・運営

事業の実施にあたっては、委員会を設置し、下記（2）に関連する事項について、検討すること。

委員会の委員については、厚生労働省医政局看護課と調整のうえ、指定研修機関や研修修了者を雇用している組織に所属する者、及びそれらの組織や研修に関する研修修了者の活動に知見がある者等、修了者の実態把握に適している者を含めること。

なお、委員会における検討の状況等については、適宜、指定された期日までに

厚生労働省医政局看護課に報告するものとする。

(2) 実態把握・調査等の実施

看護師の特定行為研修における指定研修機関、協力施設、受講者（看護師）、特定行為研修を修了した看護師等に係る実態の把握及び効果的な研修実施検討のため、以下の事項に関して調査及び検討を行う。

- ア 調査対象は、令和3年3月末までに特定行為研修を修了している全ての者、及び必要に応じて修了者と関係する医療従事者等とする。
- イ 調査項目は、以下を含めることとし、委員会で検討して決定する。
 - ・ 特定行為の実施者、実施されている場所、実施されている頻度等
 - ・ 医師から看護師への指示に関する事項
 - ・ 特定行為に係る手順書の見直しや症例検討等の、特定行為の実施の質の維持に関する事項
- ウ 調査方法は、イの事項について情報を把握するための方法について、委員会で十分に検討した上で、調査を実施すること。
- エ 調査結果は、指定された形式で、指定された期日までに厚生労働省医政局看護課に報告するものとする。報告にあたっては、その内容について委員会で十分に検討すること。
- オ 委員会において、次年度以降も継続して実態を把握する事を考慮して上記イ～エを検討し、次年度以降の継続的な調査について実現可能な方法の提案をすること。

(3) 報告書の作成・提出等

看護師の特定行為研修に係る実態調査及び検討の結果を報告書にまとめ、適宜、指定された期日までに紙媒体（10部）及び電子媒体（記録媒体はCDとする。）を厚生労働省医政局看護課に提出するものとする。

4 留意事項

(1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護分野や看護師の特定行為研修について、十分な知見を有し、又はそれに準ずる体制を整えることができ、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受

けている期間中でないこと。

- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。
- ⑧ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書（別紙様式2）を提出すること。

（2）業務の遂行

本事業に実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については医政局看護課と協議すること。

（3）個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱を行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・個人情報の取扱に係る規定
 - ・個人情報の取扱状況の点検及び監査に関する規定
 - ・個人情報の取扱に関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・個人情報の取扱に関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

5 事業期間

事業期間は、実施団体として選定された日から令和4年3月31日まで

6 応募団体の評価

(1) 評価の方法

実施団体の採択については、看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんのでご了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

① 形式評価

提出された企画書について、看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、応募団体に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合もあります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになります。

7 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については、厚生労働大臣が必要と認めた額を基準額とし、対象とする経費は、3 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に定めるところによります。

8 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

(2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

① 提出期間

令和 3 年 5 月 10 日（月）から令和 3 年 5 月 21 日（金）

（必着：余裕を持って送付すること。）

② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel : 03-5253-1111

fax : 03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業企画書」 5部

イ 団体等の概要が分かる資料 5部

・パンフレット等

・定款又は寄附行為

・団体等の直近より過去3年分の財務諸表（写）

ウ その他必要な資料 5部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。

※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。

※ 応募書類の差し替えはできません。